

平成27年度（11月）  
紀の国森づくり基金運営委員会  
議 事 録

開催日時 平成27年11月17日（火）  
10：00～10：50  
開催場所 和歌山県自治会館  
3階 304会議室

平成27年度（11月）  
紀の国森づくり基金運営委員会

1 開催日時 平成27年11月17日（火）10:00～10:50

2 開催場所 和歌山県自治会館 3階 304会議室

3 出席委員

大浦	由美	委員
高須	英樹	委員
谷関	俊男	委員
中西	重裕	委員
野田	寛芳	委員
原見	健也	委員
前田	隆一	委員
計7名		

4 県関係出席者

森林・林業局	局長	藤森	弘	之
森林整備課	課長	泉	清	久
	副課長	田中	雅	道
	緑化推進班長	中瀬古	金	一
	主任	太田	和	樹
	主任	笠野	伸	也
	主任	山崎	直	哉

平成27年度（11月）紀の国森づくり基金運営委員会

日時：平成27年11月17日(火) 10:00～10:50

場所：和歌山県自治会館 3階 304会議室

開 会 10時00分

田中副課長

委員会の成立について、報告させていただきます。

本委員会の委員数8名に対しまして、本日出席の委員は7名であり、過半数になりますので、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第3項の規定により本委員会は成立することを報告します。

次に、お手元の資料の確認をお願いします。

本日の次第、運営委員会委員名簿、配席図、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5の8種類の資料となっております。資料漏れはございませんか。

それでは、まず始めに、紀の国森づくり基金活用事業及び紀の国森づくり基金運営委員会の概要について、説明させていただきます。

中瀬古班長

資料1をご覧ください。

紀の国森づくり基金の経緯につきましては、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的に平成17年12月の県議会で議員提案により、紀の国森づくり税条例と紀の国森づくり基金条例が成立しました。

紀の国森づくり税は、個人ですと年額500円を県民税に加算し、年間約2億6千万円の税収を紀の国森づくり基金に積み立て、平成19年4月1日の条例施行に伴い、平成19年度より紀の国森づくり基金活用事業を実施しているところです。

平成19年度の開始から5年間で第1期とし、現在、2期目の4年目となっております。

次に、紀の国森づくり基金活用事業の概要ですが、条例の目的を達成するため、森林環境の保全や森林と共生する文化の創造に関する施策に取り組むこととしています。具体的には、①森とあそび・まなぶ、②森をつくる・まもる、③森をいかすの主に3つの区分に分け、事業を実施することとしています。

最後に、本日お集まりいただいております紀の国森づくり基金運営委員会について、ご説明させていただきます。当委員会は、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱に基づき設置しています。要綱第2条の審議事項としましては、基金条例第1条の目的を達成するために実施する事業に関することとしています。その内容は、お手持ちの資料に記載しているところです。

また、委員会には、委員長及び副委員長をおき、委員の互選により選出することとしています。議長は、委員長があたることとしており、委員会は委員の過半数が出席しなければ、議事を開き決することが出来ないものとなっております。さらに、委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによるものとなっております。

以上、紀の国森づくり基金活用事業及び紀の国森づくり基金運営委員会についての説明を終わらせていただきます。

田中副課長

何か質問は、ございませんか。

無いようですので、議事に入りたいと思います。

なお、本日の委員会の議事録につきましては、発言委員名を伏せて県HPに公開いたしますので、御了知願います。

会議の議長につきましては、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第2項により委員長があたることになっていますが、今回は委員改選後、初めての会議であり、委員長が不在であります。

つきましては、前委員長の■■■委員に臨時議長をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

各委員 (異議無し)

田中副課長 それでは、■■■委員長よろしくお願います。

■■■委員 (臨時議長) それでは、ご指名により議長を務めさせていただきます。■■■です。よろしくお願います。

まず、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第7条第1項に基づく、本日の議事録署名人を私の方から指名させていただきます。■■■委員・■■■委員、よろしくお願います。

それでは、議事に入りたいと思いますが、平成19年度第1回の委員会で決定したとおり、自由な議論を行うため審議は非公開にしたいと思います。そのため、報道関係者の方、傍聴者の方がいらっしゃるかどうかの確認をします。事務局の方いかがでしょうか。

笠野主任 いません。

■■■委員 (臨時議長) それでは、議事に入りたいと思います。議事1「委員長及び副委員長の選出について」です。紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第3条によりまして、委員長・副委員長は、委員の互選により選出することとなっています。まず、初めに委員長の選任からですが、皆様いかがでしょうか。

各委員 (互選の結果、■■■委員の留任の意見)

■■■委員 (臨時議長) 私へのお声を頂戴しましたが、皆様よろしいでしょうか。

各委員 (異議無し)

■■■委員 (臨時議長) 了解しました。引き続き、お引受けしたいと思います。よろしくお願います。

それでは、補佐をいただきます副委員長の選任ですが、私としましては、■■■委員をお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

各委員 (互選の結果、異議無し)

■■■委員 了解しました。

■■■委員 (議長) それでは、委員長に私・■■■が、副委員長に■■■委員ということで、本会の運営に努めて参りたいと思います。

皆様、よろしく申し上げます。

それでは、引き続き議長を務めさせていただきます。

次に、議事2「平成28年度紀の国森づくり基金活用事業の事業計画について」を議題とします。

当局から説明をお願いします。

笠野主任

お手元の資料2「平成28年度紀の国森づくり基金活用事業事業計画関係資料」をご参照願います。

資料1ページ目は、「平成28年度紀の国森づくり基金活用事業予算（案）概要」となっています。

事業は、公募事業と県が取り組む施策に大別し、県が取り組む施策には、市町村や森林組合等への補助を行う補助事業と県が実施する県事業があります。平成28年度は、補助事業が4事業、県事業が5事業の9事業を計画しています。なお、平成28年度の金額欄につきましては、予算要求額を記載しています。現在、財政部局との財政折衝中であり、確定したものではありませんので、その旨ご了承願います。

また、その内訳ですが、各事業ともに若干の増減が生じていますが、現状の実施額及び来年度要望調査の結果を反映しております。特に、県が取り組む施策におきましては、森林整備に重点をおいた取り組みを推進していることから、紀の国森林環境保全林整備事業のウエイトが約6割を占めています。また、森林の公的管理推進事業・緑育関係では、要望及び実施希望校の増加に伴い、増額となっております。

全体額は■■■、■■■千円で、平成27年度と比較しまして、■、■■■千円の増額となっております。

続きまして、資料2ページ目ですが、県が取り組む施策（案）の事業概要を取りまとめています。

まず、紀の国森林環境保全林整備事業は、事業メニューとして森林環境整備と里山整備があり、森林環境整備では、間伐及び山地内での河道周辺における流木対策を、里山整備では、森林病虫害による被害木の伐倒駆除や予防伐採、放置竹林の整備に対する補助事業となっております。

次に、市町村の森づくりでは、各市町村が主体となって行う県民参加型の森づくり等への補助となっております。

次に、森林の公的管理推進は、貴重な自然生態系を持つ森林の公有林化に要する費用となっております。自然環境と生物多様性の保全と持続的利用の観点からその重要性を踏まえ、特に維持・保全が必要である森林に対し、県直営においても取り組むこととしています。

次に、緑育関係は、小中学生等を対象とした森林学習などに対する補助となっております。

続いて、県が実施主体となる事業です。

普及啓発は、「わかやま森林と樹木の日」の記念式典の開催や紀の国森づくり基金運営委員会の運営に関する事業、森林景観づくりは、郷土樹種を加害する森林病虫害の防除や県民参加による植樹に活用する郷土樹種の苗木の育成を行う事業となっております。

森林被害調査は、ニホンシカによる森林被害調査及び生息数調査となっております。

ごまさんブナ林再生プロジェクト及び護摩壇山植生再生は、護摩壇山森林公園やその周辺森林において、シカの食害による下層植生の消失が見られるため、シカ防護ネットや木柵の設置、県民参加による植

裁を行い、健全なブナ林の再生に導く取り組みとなっています。  
以上です。ご審議の程、よろしくお願いします。

■■委員長  
(議長)

当局からの説明が終わりました。  
何か質問等は、ありませんか。

■■委員

ごまさんブナ林再生プロジェクトの来年度予算が■■■万円減って、護摩壇山植生再生で■■■万円が計上されていますが、その差は何なのか。

笠野主任

ごまさんブナ林再生プロジェクト事業は、3ヶ年計画の最終年度となっており、最終年度の取り組みとしまして■■■万円の減となっています。一方、護摩壇山植生再生事業は、新たな事業場所の設定を行い実施する予定です。ごまさんブナ林再生プロジェクト事業は森林整備課が、護摩壇山植生再生事業は自然環境室が取り組むこととなっています。

■■委員

ごまさんブナ林再生プロジェクトは、3年目の来年度で終わり、■■■万円減額して■■■万円で、新たに■■■万円でよく似た事業を違う担当課がやるということですね。

■■委員

始めてなので1つ質問をさせていただきたいのですが、1つの事業は3年単位と決められているのですか。

笠野主任

3年で縛っているものではありません。  
ごまさんブナ林再生プロジェクトは、元々、3ヶ年で完成に導く計画であり、各事業計画において、何年でなくてはならないと定めていません。

■■委員

例えば、来年度の森林被害調査は、終わった時に報告書等の成果品は提出されるのですか。

笠野主任

森林被害調査につきましては、継続的に実施しているものですが、毎年、報告書の提出を受けています。

■■委員長  
(議長)

私の方からも1点質問させていただきます。  
紀の国森林環境保全林整備事業は、全体の約6割を占める大きな事業ですが、これが少し減額となっている理由を教えてください。

笠野主任

これは、単価等の見直しに伴うものです。  
なお、整備面積につきましては、極端な減少になっておりません。

■■委員長  
(議長)

今、県の南の方へ行くと、ナラ枯れの事を心配される県民の方々が多くおられます。もちろん県では何か対策をしているでしょうが、この森林環境保全林整備事業の中の里山整備事業がそれにあたるのかなと思うのですが、いかがですか。

笠野主任

その対策は、本基金を活用して実施しているところです。

■■委員長  
(議長)

他にありませんか。

■■委員

今に関連して教えてください。

和歌山では主にシイ枯れが多いのですが、県から調査事業を受託して、昨年の冬に西牟婁・田辺市と日高川流域をつぶさに走り回りました。ひどいのは田辺市で旧田辺市全般に広がっています。また今では、加太まで飛んできています。特に、神社林とかの古いシイ・カシが枯れている傾向があり、こういう害虫が入ってしまうと、根絶することが出来ないと考えた方がいいと思っています。例えば、田辺市の闘鶏神社もそうなのですが、市町村が何とかしたいということになると整備できるのか教えてください。

笠野主任

紀の国森林環境保全林整備事業の里山整備の事業で対応可能となっています。

■■委員長  
(議長)

そういう周知についてもお願いします。

他にありませんか。

他にないようでしたら、審議に移りたいと思います。

議事2「平成28年度紀の国森づくり基金活用事業の事業計画について」は、適当ということで、皆様よろしいでしょうか。

各委員

(異議無し)

■■委員長  
(議長)

それでは、続きまして議事3「平成28年度紀の国森づくり基金活用事業(公募事業)の実施について」、当局から説明をお願いします。

笠野主任

資料3「平成28年度紀の国森づくり基金活用事業公募関係資料」をご参照願います。本案件につきましては、来年度の公募を行うにあたり、要領の一部改正をお願いするものです。

資料2ページから5ページは、紀の国森づくり基金活用事業公募等実施要領、6ページから12ページは、平成28年度紀の国森づくり基金活用事業公募要領となっています。

主な改正点としましては、要領記載中の募集期間の変更と労務単価の変動に伴う委託費等の補助限度額の変更となっており、改正箇所を朱書きしています。

4ページは「第11適用事業」の年度改正、5ページは委託費に係る各作業の補助限度額の改正、6ページは年度改正、9ページは募集期間を平成27年12月18日金曜日から平成28年2月10日水曜日に改正、10ページは「第8事業実施期間」の年度改正となっています。

それ以外につきましては、従来どおりとなっています。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

■■委員長  
(議長)

当局からの説明が終わりました。

どれも、内容的な変更というよりは、単価の見直し等に伴うものでありましたが、何か質問等ありませんか。

特にないようでしたら、審議に移りたいと思います。

それでは、議事3「平成28年度紀の国森づくり基金活用(公募事

業)の実施について」は、適当というところでよろしいでしょうか。

各委員

(異議無し)

■■委員長  
(議長)

それでは、議事4「平成28年度紀の国森づくり基金活用事業(県が取り組む施策)について」、当局から説明をお願いします。

笠野主任

資料4「平成28年度紀の国森づくり基金活用事業県が取り組む施策関係資料」をご参照願います。

紀の国森づくり基金活用事業実施要綱の一部改正になります。先程の審議2の「平成28年度予算(案)概要」の際に若干触れさせていただきましたが、従来までは、貴重な自然生態系を持つ森林及び景観上重要な森林の公有化につきましては、市町村への補助事業のみとなっていました。自然環境と生物多様性の観点から県による取り組みも必要であるとのことから、現行要綱第2条、資料3ページ中段の(5)森林の公的管理推進の内容欄の貴重な自然生態系を持つ森林及び景観保全上重要な森林の公有化を推進する市町村の支援の「市町村の支援」を削除し、県による公有化も可能とするよう改正するものです。

ご審議のほど、よろしく願います。

■■委員長  
(議長)

この件につきまして、何か質問等ありませんか。

■■委員

今まで市町村の場合であれば、補助率はどうなっていたのですか。

笠野主任

10/10です。

■■委員

公有林化は、市町村へ支援しないという事は、県が行うのですか。また、民間も出来るということですか。

笠野主任

公有化は、市町村または県が購入する場合であり、民間が購入するものではありません。

■■委員

理解できていないのですが……。

藤森局長

公の持ちものにするとということです。

■■委員

具体的に示していただけませんか。

泉課長

具体的には、古座川町の奥地に大塔山がございます。

元々、民間が所有していたのですが、古座川町がその大塔山を保全するために購入しました。そのように、市町村が購入する際の支援に当該基金を活用していましたが、今後は、市町村に限らず、県レベルで守っていかなくてはならない場所については、県でも購入できるように改正するといったものです。

民間が所有している貴重な森林を市町村または県が購入し、今後、保全していこうというものです。



■■委員

地域が購入したいという場合は、該当しないのですか。

泉課長

公有林化ということですので、対象となっております。  
市町村または県ということになります。  
今までは、市町村への支援のみで、10/10の補助割合で購入費用を支援していました。

■■委員

それを削除するということになれば、県も購入できるということになるのですね。

笠野主任

そうです。

■■委員

市町村を削らず、市町村及び県と書いても良いということですね。  
地域で何かするのも公有林化ではないかと、誤解を招くことはないのかなと思いますが。

泉課長

公有林化ということは、県または市町村が購入する場合のことです。  
国の場合もあります。

■■委員

地域で持つのは公有林化でないのですか。

藤森局長

地域で持つのは公有林化とは、いいません。

■■委員

わかりました。

■■委員

ちょっと補足的にいいですか。  
森林法上では言葉の定義として、公有林化というと自治体あるいは国と限定されています。公有林と私有林の資源区分もされていて、明確に分かれているというのが一つと、そもそも何故買うのかというと、民間に任せておくと、守るために切らないと言っても、お金が必要になったら、雑木林といえども伐採されてしまうこともありますし、これからでしたら、バイオマスのために伐採されてしまうということも大いにあります。そのようなことから古座川町では、未来永劫切らないで保全しますという約束のもと買い入れてます。

■■委員長  
(議長)

ありがとうございました。  
他にありませんか。

■■委員

もう一ついいでしょうか。  
今まで市町村への補助だけだったものが、県も買えるようにするというのは大きな変化だと思いますが、維持管理に係る費用は県費なのか、この基金を活用するのか、どちらですか。

笠野

一般財源での取り組みになります。

■■委員長  
(議長)

他にありませんか。

■■委員

貴重な自然生態系あるいは景観保全上重要な森林という表現がござ

いまして、どのような基準で判断されているのですか。

中瀬古班長

今までの事例としましては、3事例この公有林化にて市町村が購入しています。どの事例も事前調査を行い、専門家によりそこにある生物や植物等が、どの様に貴重なのかということをお示しいただいたうえで、判断するというようにしております。申請者や我々が直接どうということではなく、第三者に委託しその調査者により判断をいただき、最終的な審査いただいているところです。

■■委員長  
(議長)

他にありませんか。

基本的には、前向きな拡大していく様な話だと思います。

議事4「平成28年度紀の国森づくり基金活用事業の県が取り組む施策について」は、適当ということで、よろしいでしょうか。

各委員

(異議無し)

■■委員長  
(議長)

それでは、最後の議題の議事5「その他」について、当局から説明をお願いします。

笠野主任

資料5の「その他資料」をご参照願います。

昨年度から実施しています現地視察についてです。

資料2ページから、年明け1月以降におけるイベントの実施予定の一覧を添付させていただいています。

公募事業で7団体、県が取り組む施策の市町村の森事業で2市町、3ページ目の緑育推進事業で13校がイベント・森林学習等を予定されています。

候補地選定に係るご審議に当資料をご活用いただき、候補場所の選定をいただきますようお願いいたします。

■■委員長  
(議長)

当局から本年度の現地視察の候補となる各イベントの提示がありました。この場でパッと決まるものではないかと思しますので、関心がある、こういう場所を見ては良いのでは等のご提案はありませんか。

去年までは、緑育推進事業はリストに入っていなかったと思いますが、事務局の方からの提案はありますか。

笠野主任

去年度までは、公募事業に特化して視察いただいていたので、本年度は、緑育推進事業を一度、視察いただければと思います。

■■委員長  
(議長)

今すぐ、資料を見て決めるのは困難かと思しますので、この様な観点から選んでみてはどうかという様なご提案はありませんか。

■■委員

視察は、各委員が個別にうかがうものなのか、委員会としてうかがうものなのですか。

笠野主任

個別ではなく、委員の方々にお集まりいただいて、視察場所へ行くようになります。

例えば、緑育推進事業で有田郡の広川町の小学校をお選びいただいた場合は、和歌山市で集合して行くのが良いのか、有田振興局に集合していただき、そちらから皆様に視察場所へ向かうのが良いのか等の

検討を事務局でさせていただきたいと思います。

■■委員

回数としては、どのくらいになりますか。

笠野主任

年明け3月までですと、2回位になるかと思います。

一度に委員の皆様の日程があえば良いのですが、皆様の日程が合わないことや複数の視察候補地がある場合が想定されますので、2回に分けて実施したいと事務局として考えています。

■■委員

決定ではないですが、見ているとパターンが分かれると思います。

地元の小学校の子供が地元の学校等で学ぶというのと、和歌山市などの都市部の子供達が高野山や紀美野町の山間部へ行って森の中で学ぶといった二つのパターンがあると思うので、どっちを見ましようか、それぞれ一つずつ見ましようかとか、というふうに整理すると考えやすいのかなという気がします。

■■委員長  
(議長)

ありがとうございます。

他にありませんか。

確かに、座学が中心になるものと、現地での活動というものがあると思います。

もし、異論がなければ、今いただいたご意見を踏まえ、今年新たに提案のあった「市町村の森事業」と「緑育推進事業」の中から、私と事務局の方で相談しまして、改めて視察場所、日程について、皆様にご提示させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

(異議無し)

■■委員長  
(議長)

ありがとうございます。

それでは、議事は以上となります。

その他、何かありませんか。

■■委員

こういう県の森づくりということの中でいうと、山間地域とかが中心となるのですが、都市部とかの街でこういった計画への補助が以前あったと思いますが現在もありますか。

また、以前ここでも提案したことがあるのですが、例えば、街中にある登録有形文化財の建物の比較的広い敷地であれば、庭園として立派なものがあったりします。ただ、個人所有ということもありますが、そういう維持管理には、皆様、大変苦労されていますので、そういうものに対して、何らかの補助等が今後あり得るのかどうかということをご検討いただければと考えております。

中瀬古班長

ありがとうございます。

都市部・街中での緑地の保全、緑を守っていこう、大切にしていこうというご提案だと思います。

現在、県単独事業で「都市のやすらぎ街なか緑化」という事業において、都市部の中で生垣や人目につきやすい場所の緑化に取り組んでいるところです。

■■委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(議長)

その他、何かありませんか。

■■委員

これは、単なる感想なのですが、公募事業への参画がより増えて、特に子供達がどんどん参画してくれるというのが理想だと思うのですが、一方で少子化や子供達の活動時間の制約等を考えた時に、参画は少なくとも、より深いものをしっかりと学んでもらえるものも、意識していく必要があるのかなと感じています。

■■委員長  
(議長)

ありがとうございます。

量的な拡大だけでなく、質的な向上という様なところも考えていく必要があるのではというご提案でありました。

他いかがでしょうか、

無いようですので、本日の委員会は、これで終了したいと思います。

委員の皆様には、熱心なご審議をいただき、また、会議の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

閉 会 10時50分